

# 8月 NEWS

## ① 税制情報

広島国税局より今般のような災害が発生した場合の税務上の措置（手続き）等に関して照会の多い事例を具体的な例でまとめてありましたので、ご紹介致します。

### I. 災害にあった場合の税制上の取扱い

今般のような災害を受けられた人に対する税制上の措置として①申告・納付等の期限の延長、②所得税の全部または一部の軽減、③相続税・贈与税の免除または軽減、④納税の猶予などがあります。

### II. 申告等の期限延長

岡山県、広島県及び山口県のうち指定地域に納税地のある方については、国税庁告示により、平成30年7月5日以降に到来するすべての国税に関する申告・納付等の期限が、自動的に延長されます。（詳しい指定地域につきましては、国税庁HPをご確認ください。）

また、指定地域外に納税地がある方についても、申告・納付等の期限の延長を受けられる場合があります。

### III. 個別指定

申告・納付の期限延長を行うための手続きとして、納税地を管轄する税務署長に対し、災害のやんだ日（申請者に特別な事情がある場合を除いて、客観的に見て、個別指定の期限延長の申請をした方が、申告・納付等の行為をするのに差し支えないと認められる程度の状態に復した日）から相当の期間内に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を提出すれば、税務署長等が指定した日（災害等のやんだ日から2ヶ月以内）まで期限が延長されます。

また、顧問税理士が被災されており、申告が出来ない場合についても期限延長が認められますので、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」に必要事項を記載し、税務署に提出してください。

## IV. 納付

今般の豪雨災害で被災された方など納付等が困難な方につきましては、個別に納付等の期限延長が認められますので、状況が落ち着いた後、所轄税務署もしくは避難所等に避難されている方については、避難所等の最寄りの税務署へご相談ください。

また、申告期限の延長が認められた場合、その国税に係る延滞税・利子税については課されません。加算税については、認められた延長期限内に申告を行えば課されません。

その他、還付申告・還付金の受取の相談や申告手続等、予定納税に関する FAQ も解説がありますのでご確認ください。

### ②8月の主な税務

8月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認ください。

提出期限等	内容
8月10日	7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
8月31日	6月決算法人の確定申告
	3月、6月、9月、12月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
	12月決算法人の中間申告の半期分
	消費税の年税額が400万超の9月・12月・3月決算法人の3ヶ月ごとの中間申告
	消費税の年税額が4,800万超の5・6月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告

### ③スタッフの一言

厳しい暑さが続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか。今年の暑さは例年以上に猛暑のように感じます。また6月下旬から7月上旬にかけての台風・梅雨前線による豪雨や先日も台風が発生しておりました。今回の豪雨で被害を受けた皆様に、心からお見舞い申し上げます。一刻も早く通常の生活が出来るように心から願っております。

浦川